

第24期東京都自然環境保全審議会  
第3回温泉部会  
速記録

令和2年8月4日（火）午前10時00分～12時00分  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○関計画課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は環境局自然環境部計画課長の関でございます。

3月以降、東京都の外出自粛要請や政府による緊急事態宣言等によりまして審議会の開催を見合わせてまいりましたが、5月25日に緊急事態宣言が解除されまして、その後、段階的に新しい日常を定着させる取組が始まったことを踏まえまして審議を再開させていただくことといたしました。まだまだ感染拡大が収まっていない中での開催ではございますが、最大限の感染防止策を講じて実施をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

審議に先立ちまして、部会定足数について御報告いたします。

本日は、委員の皆様7名中、全員7名の委員の方に御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

また、今回の温泉部会は会場が密となることを防止する観点から、傍聴者の人数を10名までとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、益子部会長、審議の開会をお願いいたします。

○益子部会長 それでは、「第24期東京都自然環境保全審議会第3回温泉部会」を開催いたします。

傍聴の方はいらっしゃらないということよろしいでしょうか。

○関計画課長 はい。

○益子部会長 そういたしましたら、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議事につきまして御説明をいたします。

本日の審議案件は、お配りしております次第のとおり、諮問第457号「八丈島八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削について」から諮問第460号「江東区有明の温泉動力の装置について」の4件でございます。

審議の順番は、初めに諮問第460号「江東区有明の温泉動力の装置について」を審議し、次に、諮問第457号、458号、459号の「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」を審議することといたします。諮問番号が前後いたしますが、諮問第457号から459号は一体の地熱開発に関する審議であり、かつ東京都では非常にまれな事例であることから十分な審議が必要であると考えられるため、後半にまとめて審議をいたします。

続きまして、審議の方法について御説明をいたします。

まず、事業の概要について事務局から簡単に御説明していただきます。続いて、事業者の方に入室していただき、事業の詳細内容について御説明していただいた上で、事業者の方との間で質疑応答を行います。そして、その後、事業者の方に退室していただいてから許可基準の適合状況について事務局から説明していただきます。事務局との間で質疑応答を行った上で最後に本審議会への報告内容について部会としてコンセンサスを得るという流れにさせていただきます。なお、最後に全件を通じまして事務局との間での質疑応答の時間を設けたいと思っております。

それでは、ただいまから審議を行います。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○清野水環境課長 自然環境部水環境課長の清野でございます。よろしくをお願いいたします。

本日の審議に当たり、委員の皆様には資料1から資料4を事前にお渡しさせていただきましたが、改めて全ての資料を机上配付いたしましたので配付資料の確認をさせていただきます。

資料1から3が温泉掘削案件の説明資料で、資料4が温泉動力の装置案件の説明資料でございます。

配付資料を御説明いたしますので、資料の御確認をお願いいたします。

諮問第457号、八丈島八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削の資料は資料1。

諮問第458号のNOE-4は資料2。

諮問第459号のNOE-5は資料3となります。

諮問第460号、江東区有明の温泉動力の装置の資料は資料4でございます。

資料1から4につきましてはそれぞれ枝番があり、枝番1が概要版、枝番2が事業者説明資料、枝番3が許可基準の適合状況となります。

また、委員限りとして案件ごとに補足資料、事業者説明資料を机上に配付しております。枝番1と枝番3は事務局が作成し、枝番2と補足資料は事業者が作成しております。

今回、諮問第457号、458号、459号に関する資料1から資料3につきましてはまとめて説明されることが望ましいことから、枝番2の事業者説明資料は資料1から資料3までを共通資料としてまとめています。

そのほか、机上には第3回温泉部会会議次第と第3回温泉部会座席表、さらに参考資料1から4の「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」「温泉動力の装置の許可に

係る審査基準」「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」「東京都における温泉の許可基準に係る指定地域」を配付しております。

お手元にございますでしょうか。ない場合は挙手をお願いいたします。

なお、補足資料内における柱状図、電気検層図、揚湯試験結果、利用計画は事業者の競争上、または事業運営上の地位、その他の社会的な地位が損なわれると認められる情報を含んでいることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非公開情報に該当いたします。したがって、補足資料につきましては一式非公開とし、部会后、事務局が回収いたします。また、当該公開資料に係る議事録については非公開といたします。

資料の確認は以上でございます。

○益子部会長 ただいま事務局から資料の取扱いについて、一部、非公開とすることの提案がございましたが、いかが取り扱いますでしょうか。異議ないでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、資料の取扱いと非公開資料に係る議事録の取扱いは、事務局案どおりということとでよろしくをお願いいたします。

引き続きまして、1つ目の案件の審議に移ります。諮問第460号「江東区有明の温泉動力の装置について」の事業の概要を事務局から説明してください。

○清野水環境課長 それでは、諮問第460号「江東区有明の温泉動力の装置について」、御説明いたします。お手元の資料に基づき、まず概要について私から説明をさせていただき、その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

資料4-1を御覧ください。

申請者は住友不動産株式会社。目的は温浴施設内に供給すること。申請地は江東区有明二丁目地内。地目は宅地です。

当温泉の掘削につきましては、平成30年1月4日付で許可され、工事は令和元年12月26日に完了しております。

温泉の現況としましては、深さ1,500メートル、取水深度は1,046メートルから1,484メートルの間のうち、約200メートルです。静水位がGL-22.7メートル、動水位は連続揚湯試験実施時にGL-52.8メートル。泉温は28.6度。泉質名は含よう素-ナトリウム-塩化物強塩温泉です。

申請する動力は、出力5.5キロワット。吐出口断面積4.9平方センチメートル。吐出量は毎分120リットルです。

揚湯量は、日量50立方メートルとなっております。

続いて、申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。周辺の概況といたしましては、新交通システムゆりかもめの有明駅近隣であり、近隣にマンションや有明コロシアム等が立地しています。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、既存源泉はございません。水道水源井等、特別に配慮を要する井戸もございません。湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令は特にございません。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、動力の設置後、温泉採取許可申請がなされる予定です。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

引き続き事業者から施工計画や利用計画について説明があります。

資料は4-2、補足資料、「江東区有明の温泉動力の装置について」でございます。よろしくお願いたします。

○益子部会長 それでは、事業者の方から事業の御説明をしていただきます。事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 では、お座りください。

では、事業者の方、事業の御説明をお願いいたしますが、大体10分程度を目安にお願いできればと思っております。

○事業者 今回、本計画の事業者であります住友不動産と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

今回、実際に掘削、そして、ポンプの設置等を施工いたします事業者より説明をさせていただきますと思います。

○事業者 よろしくお願いたします。

本件、去年の12月に許可いただいた温泉の掘削が終了いたしまして、今、動力ということで御審議いただくことになっております。

一番初めのところは源泉の掘削位置が書いてございます。左側が道路になるのですが、道路から25メートル以上離れたところが掘削位置になっておりまして、これは左手がゆりかもめが上を走っている道路になりまして、図面上が有明テニスの森駅というような形の立地になっております。

めくっていただいて2枚目は温泉の掘削の構造図がついているかと思います。申請して許可いただいた1,500メートルの温泉を掘削いたしました。温泉掘削許可のときに先生から御指摘いただきましたパッカーがここに記載されていなかったということがございましたが、実際にはパッカーをつけまして、これは完了届のところでは写真をつけて報告してございます。深度は計画どおり1,500メートルでした。

次のページは温泉の井戸のデータです。

続きまして、揚湯試験の結果でございます。

温泉の利用計画なのですが、ポイントは、ここは江東区に立地しており、地下水の揚水規制に従うということでは日量50トンの制限を受けますので、実際の利用は日量50トンに抑えるというところで利用していきます。設備には流量計をつけた上で自動的に揚湯を止めるというような設備の配置をしております。

温泉分析書を別の資料につけてございますが、ナトリウム強塩泉で塩が出るというのも特徴的なのですが、こちらの温泉はガス水比がガス4に対して水1ということで、ガスの含有量の多い温泉に分類されます。そこで、必ずこういったガスの分離設備が必要になるのですが、ガス水比のガスが多いということで、ガスセパレーターのほかに、さらにこれで取り切れない場合を考えて、次の水槽のところに曝気ブローワーを入れまして曝気もさせて二重の方式でガスを除去して安全に屋内に引き込むという計画をしております。

次のページは動力、ポンプの性能曲線です。ガスが混ざる温泉ですので、なるだけ気化しないように温泉水面下、深いところにポンプを沈める必要があるということ、それから、深く沈めると配管の圧損が大きくなるということを考えて設定いたしました。

次のページはそのポンプの外形図です。ガスが多い温泉ですので、ここの流量計ともう一つ、ガスセパレーターを通したところにも流量計をつけて、より正確な値を取った上で制御を行います。

概要としては以上でございます。

○益子部会長

次に、質疑応答に入らせていただきます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

○益子部会長

流量計をガスが同時に入ってくるところで1台と、それから、ガスセパレーターの後にI

台つけるという話なのですが、自動管理するのは当然ガスセパレーターを通した後の流量計でもって制御するという事でよろしいですね。

○事業者 はい。

○益子部会長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○窪田委員 利用人数に関連して、今、コロナ禍で密にならないような一度に入る人数制限みたいなものは何か御計画はあるのでしょうか。

○事業者 お答えします。

実際に運用していて密を避けるコロナ対策については実施しております。

まず1つ目に入場制限です。

2つ目に、お客様の体温を測らせていただく、その他、アルコール消毒のお願いをする等々を徹底して運営しておりますし、温泉を供用した後も同じような体制でやっていくつもりであります。

○窪田委員 分かりました。コロナ対策をした上での利用人数が大体このぐらいという見通しを試算したということですね。分かりました。ありがとうございます。

○益子部会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 資料4-2の1ページ目にモニタリング計画というのがありますが、これは揚湯量と水位、温度という3点のモニタリングをするということになってはいますが、できればこれに加えて電気伝導度もモニタリングするような形にしていきたい。計測データ、月1回、これは実際には、測定間隔は全部自動計測ということでもよろしいのでしょうか。

○事業者 そうですね。計測は自動でやってデータロガーに入りますので、間隔は設定にもよるのですが、大体10分ぐらい間隔でずっとデータはロギングしているので、それをまとめて月1回は総量とか平均温度とかという形でまとめているというものになります。

○田中委員 それに電気伝導度も同じような形で追加することは可能ですか。

○事業者 技術的には可能です。

○益子部会長 電気伝導度計もたしか連続モニタリングできるものがあるとは思いますが、設置する場所をどこにするかというのは課題でしょうし、タンクの中がベターなのかもしれませんが、それはお考えいただければありがたい。

○事業者 セパレーターを出て曝気も終わって。

○益子部会長 そのほうがいいと思います。ガス混じりだと電気伝導度はうまく測れませんので、ガスが十分抜け切ったところで。

○事業者 一次水槽のところで測るのがいいかなと思います。ろ過でも大丈夫です。それを通してしまうとまたデータが異なりますので。

○益子部会長 そうですね。ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○安川委員 もう一点よろしいでしょうか。ガスセパレーターに関連してなのですが、分離したガスをその後、どのように処理されるのでしょうかという点と、あとその関連で、安全面で気をつけていらっしゃる場所があれば教えていただきたいのです。

○事業者 ガスは3メートル以上の高さの放散管から基本大気に放出になります。ガスを放出する放出口の辺りというのはまだ濃いままガスが残っている可能性がありますので、半径2メートル以内には電気であるとか火気を必要とする機器は設置しないということ。それから、結構広くて上は何もないので、もう一つは高さ5メートル以上のところまで防爆のものをつけなければいけない、そういった決まりにのっとってやりますが、幸いここは上も壁までがかなり遠くて安全には放出できると考えています。

○益子部会長 ありがとうございます。

関連するかどうかになりますが、資料4-1、これは事務局でおつくりいただいたところの写真があるのですが、写真だけでは源泉のある場所の広さが広いのか、少し狭いのか、よく分かりにくいのですが、かなり強塩泉で、ガスもかなり含んでいるということになりますと、ポンプも結構煩雑に取り替えないといけないのかなという気もしております。それだけの作業スペースというのは十分確保できる場所と考えてよろしいですか。

○事業者 作業性は確保できます。

○益子部会長 分かりました。ありがとうございます。

○事業者 一応温泉のポンプもガス対応のガスセパレーターつきということと、ふだんのステンレスより1ランク上のモーター、Nモーターをつけております。それでもやはり交換の頻度は御指摘のとおり高いかとは思いますが。

○益子部会長 大切に使用していただきたいなというように思いますが、ほかにございませんでしょうか。

ございませんようですので、どうも事業者の方々、ありがとうございました。御退室をお

願いたします。

(事業者退室)

○益子部会長 続きまして、許可基準の適合状況について事務局から御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。  
資料4-3を御覧ください。

温泉法第4条に温泉動力の装置許可の基準として「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」「公益を害するおそれがないこと」等が規定されています。東京都では、これらについて本表の①、②、③について、適合状況を審査しております。

まず①についてです。本件の井戸深度は1,500メートルであり、500メートルを超えるため、既存源泉との距離が1,000メートルを超えていることが必要となりますが、既存源泉からの距離は1,000メートルを超えており、基準を満たしております。

次に②についてです。本申請地の地域の吐出口断面積の基準は6平方センチメートル以下のところ、4.9平方センチメートル、揚湯量の基準が日量50立方メートル以下のところ、日量50立方メートルとなっており、共に基準を満たしております。

続いて③についてです。まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。また、湧水もございません。なお、当申請につきまして江東区からは環境確保条例等の関係法令の遵守を指導するよう要請があり、東京都としても各種法令遵守について指導を行っております。

諮問第460号、江東区有明の温泉動力の装置に関する許可基準への適合状況についての説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、事業者の方の説明で聞きにくかったところもあるかもしれませんが、そういったことも含めて御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

大体今の東京都内に展開しているこういうスーパー銭湯の類いというのはどの程度の容量を持っているのですか。

○清野水環境課長 これまでの都内のスーパー銭湯の予想を見ても、本施設の客数は割と少ないほうだということで見えております。

○益子部会長 分かりました。

石田委員、普通の銭湯だと大体1日どのぐらい想定されているのですか。

○石田委員 場所によりいろいろですが、多いところだと500人ぐらい。

○益子部会長 やはりそんなにいらっしゃるのですね。分かりました。その数が多いのか少ないのか、びんとこなかったの。

○石田委員 あと規模ですね。やはりスーパー銭湯はどうしても規模、大きいですから、そのぐらいは逆に来ないと商売にならないと思います。

○益子部会長 でも、銭湯さんでも500人ぐらい入るところがあるのだなと思ってびっくりしました。

○石田委員 多いところはもっと多いです。

○益子部会長 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。特に埋立てのところで再開発の場所ですし、それほど混乱を来さないと思いますが、特にガス対策ですね。法にのっとってやっていただいているとは思いますが、十分気をつけていただきたいなというように思います。

なければ締めくくりたいと思います。本件につきましては、本日の議論の経緯も含めまして次回の本審議会に許可相当として報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、本件につきまして許可相当として次回の本審議会に報告することいたします。ありがとうございました。

続きまして、諮問第457号、458号、459号、八丈島八丈町中之郷、NOE-3、NOE-4、NOE-5の温泉掘削についての事業の概要をまとめて事務局から御説明していただきます。なお、これらの3件につきましては、NOE-3とNOE-4の2つの井戸の掘削、またはNOE-4とNOE-5の2つの井戸の掘削が行われる予定です。よろしく願いいたします。

○清野水環境課長 御説明いたします。

お手元の資料に基づき、まず概要について私から御説明させていただき、その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

資料1-1を御覧ください。

「諮問第457号八丈島八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削について」、御説明いたします。

申請者はオリックス株式会社。目的は地熱発電用に産業利用すること。申請地は八丈島八丈町中之郷地内。地目は雑種地です。

掘削工事の内容は、湧出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル。湧出路の

深さ、1,177メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,200メートルとなります。施工方法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設におけるシングルフラッシュ発電に用いる予定です。水蒸気が噴出されると想定されており、産出量は1時間当たり32.6トンと予定しております。なお、この数値は、この後、御説明する諮問第458号のNOE-4の生産井と合算した値です。

申請地周辺の状況でございますが、土地は東京電力パワーグリッド株式会社の所有の土地ですが、申請者は使用の承諾を得ております。傾斜掘りであるため、敷地外の掘削予定地につきましても直上の土地所有者の承諾を得ております。

周辺概況といたしましては、平成31年に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の跡地です。また、掘削開始地点は、諮問第459号（NOE-5）と同一であり、諮問第458号（NOE-4）の申請地点から約10メートル離れた地点です。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料1-1の2ページの図2を御覧ください。申請地点を星、既存源泉を赤の四角、湧水を青の丸、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。既存源泉が同敷地内にありますが、こちらは東京電力パワーグリッド株式会社が地熱発電所に用いていた生産井であり、東京電力パワーグリッド株式会社から本掘削について合意を得ております。また、既存源泉は現在、埋め戻し作業中であり、埋め戻し完了後、廃止届が提出される見込みです。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。半径1キロメートルの範囲内に湧水もございません。

1ページにお戻りいただきまして、本申請の許可に影響する他法令として自然公園法がございます。申請地は、富士箱根伊豆国立公園内であり、第三種特別地域に指定されています。土石の採取等には環境大臣の許可が必要となりますが、申請者は許可を得たことを確認しております。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、噴出のおそれのある地域に該当しないため、本敷地境界から3メートルを確保し、立入りを制限する等、温泉法に基づく対策を講ずることとしています。

諮問第457号の概要についての説明は以上でございます。

続きまして、資料2-1を御覧ください。

諮問第458号「八丈島八丈町中之郷（NOE-4）の温泉掘削について」、御説明いたします。

本掘削は、先ほど御説明した諮問第457号と同じ敷地内における掘削の申請で、申請者や目

的等は先ほどと同様です。

掘削工事の内容は、湧出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル。湧出路の深さ、1,012メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,050メートルとなります。施工方法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設におけるシングルフラッシュ発電に用いる予定です。水蒸気が噴出されると想定されており、産出量は1時間当たり32.6トンと予定しております。なお、この数値は先ほど御説明した諮問第457号のNOE-3の生産井と合算した値です。

申請地周辺の状況でございますが、先ほど御説明した諮問第457号のNOE-3から10メートル程度離れた地点での掘削申請であり、周辺の状況は同様です。

本申請の許可に影響する他法令、掘削時の可燃性天然ガス対策についても対応状況は先ほどと同様です。

諮問第458号の概要についての説明は以上でございます。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

諮問第459号「八丈島八丈町中之郷（NOE-5）の温泉掘削について」、御説明いたします。

本掘削は、先ほど御説明した諮問第457号と同じ地点における掘削の申請で、申請者や目的等は先ほどと同様です。

掘削工事の内容は、湧出路の口径が320.4ミリメートルから215.9ミリメートル。湧出路の深さ1,348メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,500メートルとなります。施工方法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設におけるシングルフラッシュ発電に用いる予定です。水蒸気が噴出されると想定されており、産出量は1時間当たり32.6トンと予定しています。

申請地周辺の状況でございますが、先ほど御説明した諮問第457号のNOE-3と同じ地点での掘削申請であり、周辺の状況は同様です。

本申請の許可に影響する他法令、掘削時の可燃性天然ガス対策についても対応状況は先ほどと同様です。

諮問第459号の概要についての説明は以上でございます。

引き続き事業者から諮問第457号、458号、459号について、まとめて施工計画や利用計画について説明があります。資料は共通資料である資料1-2、資料2-2、資料3-2及び補

足資料、「八丈町中之郷の温泉掘削について」でございます。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 それでは、事業者の方から事業の御説明をしていただきます。

○安川委員 すみません、今の都からの御説明に対して質問してもよろしいですか。

○益子部会長 何かありますか。どうぞ。

○安川委員 すみません、2点、質問があるのですが、まず1つ、地目が雑種地となっていて、雑種地というのは実際にはあまり周りに物が無いということでもよろしいでしょうか。

○清野水環境課長 登記簿上、雑種地という位置づけになっておりまして、一番近くの住宅でもこの場所から500メートルは離れているということでございます。

○安川委員 あともう一点、産出量なのですが、これはNOE-3のところではNOE-4との合算量、4のところは3と5との合算量、5のところは4との合算量となっておりますが、3と5になる可能性はないのでしょうか。

○清野水環境課長 これは、井戸の掘り方の順番でどれとどれを組み合わせるといようなことになってまいります。

○安川委員 分かりました。

○益子部会長 事業者を入室させる前にお聞きしたいことがもしもほかにあれば、よろしければ、では、事業者の方、入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 どうぞ御着席ください。

すみません、大体25分程度をめでに簡単にポイントだけ御説明をお願いできればと思います。

○事業者 よろしくお願ひいたします。オリックスと申します。

まず資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず簡単に八丈島の地熱発電利用事業の経緯と概要について、1ページで御説明させていただきます。

八丈町は「クリーンアイランドを目指す町」を掲げて、再生可能エネルギーの活用に取り組んでおられます。「八丈島再生可能エネルギー利用拡大検討委員会」を立ち上げ、地熱発電利用事業の施策について取り組まれてきました。2014年には経済産業省の地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金の補助事業者となり、町民の地熱事業の理解促進も進められてきました。そういった施設で町民の代表がハワイのプナ地熱発電所の見学にも行かれています。2016年に新たな地熱発電事業者をプロポーザル方式で公募して、オリックスがその事

業者に選定されました。そして、2017年3月9日に八丈島地熱発電利用事業に関する協定書を八丈町とオリックスが締結して、協力しながらこれまで事業を進めてきております。

以上、簡単なこれまでの経緯と概要になります。

2ページでは我々が計画する地熱発電所の概要をお示ししています。

事業地は今の東電さんの地熱発電所と同じ敷地になります。

発電出力は発電端で4,444キロワット、送電端で3,800キロワットのシングルフラッシュ方式の発電所を予定しています。この送電端の3,800キロワットなのですが、これは島の中央にある内燃力発電所と地熱発電所をつなぐ発電所専用の線があるのですが、その最大容量の数字となっています。

次のページをお願いします。3ページでは、これまでの地熱事業連絡会及び住民説明会の開催状況を記載しています。本事業では地熱事業連絡会を開催し、地域の方々への事業報告や意見交換を行っております。この地熱事業連絡会なのですが、これは各地域の住民代表と、あとオブザーバーとして各産業団体によって構成されている連絡会になります。これは一般傍聴もできるようになっておりまして、その構成員の方々以外、毎回10名程度がいらっやっています。

住民説明会はこれまで4回行って、第1回では公募におけるオリックスの企画提案を全4会場で行いました。第2回、第3回は地表調査の実施について、実際に地表調査で調査員が立ち入る2つの地域にて説明会を行いました。第4回が調査を受け、調査結果の報告を全3会場、去年の7月に行っています。地熱事業連絡会はこれまで7回開催して、構成員の方々だけではなくて先ほども申し上げました傍聴の方からもアンケートで御意見いただいております。

次、4ページをお願いします。設備フロー図になります。

次、5ページをお願いします。ここでは硫化水素対策の基本方針を示しています。ハード面の対策、ソフト面の対策、また住民の方々に情報を提供するとともに意見交換を行っていくというものです。

6ページでは非発電時の硫化水素対策についてお示ししています。定期点検時は生産井を全閉とします。次の硫化水素対策システム故障時の対策ですが、これは通常の還元ができなくなったということを意味しますので、生産井の噴出を停止します。

下の※印のところ、硫化水素が避けられない状況というのもございます。まず坑井内の掘削くずを排出する際、この硫化水素対策システムを利用できないので、硫化水素の放出は避

けられません。また、ほかにも硫化水素放出が避けられない状況が想定される場合は事前に地熱事業連絡会を通じて住民の方々に御連絡することとしています。これらについてはもう住民説明会で住民の方々に御説明しています。

7ページをお願いします。ここでは地熱開発の一般的な進め方について示しています。まず地表調査を行って、その後、解析を行って、坑井掘削作業に入っていきます。八丈島においては地表調査が終わってこれから坑井掘削に入っていく段階になります。

8ページに地表調査の内容を示しています。

9ページをお願いします。実施した調査になるのですが、上の3つが平成29年度に実施した調査、下の4つが平成30年度に実施した調査です。平成29年度に地質調査、水地化学調査、総合解析、平成30年度に重力調査、電磁探査、総合解析、あとモニタリング調査を行いました。モニタリング調査は現在も継続して行っています。

ここから簡単にそれぞれの地表調査の概要と結果を御報告させていただきます。

まず地質調査なのですが、地質調査では主に既存文献の調査、収集して再解析を行ったり、あと地質の調査員が現地を歩いて地質分布等を調査しました。

11ページには、地形解析に利用した地形画像及び解析結果の一例を示しています。

12ページでは、調査範囲になります。

13ページが結果として得られた地質図と変質帯分布図です。

14ページが地質図に断裂分布図を重ね合わせたものです。

次、15ページで水地化学調査になります。

16ページにそれぞれ採取した箇所的位置を示しています。

17ページ、18ページにヘキサダイヤグラムで泉質・水質分布を比較した結果をお示ししています。

19ページは温泉水・地熱水の起源を図に表しております。

以上が水地化学調査になります。

20ページ、重力探査の御説明に入らせていただきます。

21ページ、22ページは

23ページから25ページは重力探査の結果ですが

28ページにその解析結果の一部をお示ししております。

それらの調査を全て加えた上で総合解析を行いました。総合解析の結果を29ページ以降にお示ししています。

以上が地表調査の結果の御報告になります。

この調査結果を踏まえて本題になるのですが、掘削する坑井のターゲットを決めてまいりました。33ページでは生産井の掘削ターゲットをお示ししています。今回の掘削許可の申請対象となる坑井は、このNOE-3、4、5という坑井3本になります。この3本はいずれも既存井のフィードポイントをターゲットにしています。実績あるところをターゲットとして記載しているということになります。

34ページは御参考として還元井の掘削ターゲットをお示ししています。

35ページをお願いします。ここでは掘削計画をお示ししています。

36ページ、37ページでは、掘削時の敷地の配置図になります。

38ページから39ページ、40ページがNOE-3、4、5、それぞれの生産井のケーシングプログラムになります。

41ページで掘削順序についてお示ししています。

生産井についてはNOE-3、4、5と3つの坑井の掘削許可申請をさせていただきますが、実際に掘削するのはNOE-3、4の2坑井、もしくはNOE-4、5の2坑井となる予定です。

42ページでは、掘削時の安全対策についてお示ししています。これは施工計画書を掘削会社と作成して、そこから抜粋したものになります。基本的には住民の皆様の御意見も反映しながら対策を取っていくことになるかなと思うのですが、24時間体制で実施したり、騒音が出たりというところがございますので、そこは安全に配慮対策をしっかりと図った上で掘削工事を実施してまいります。

掘削中の掘削泥水循環経路図を43ページが平面図、44ページが断面図を示しています。

46ページからは温泉モニタリングについての御説明になります。モニタリングの対象は中之郷温泉、裏見ヶ滝温泉、檜立向里温泉の温泉3源泉と銚子の口という湧き水の1か所になります。2019年3月から開始しまして、月に1回の頻度で行っています。

47ページはそれぞれの位置をお示ししています。

48ページ以降がモニタリング結果になります。2020年4月、5月、6月の3か月間は新型コロナウイルスの影響により欠測となっています。

56ページ以降は連続モニタリングデータを添付しております。

駆け足になりましたが、以上で御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○益子部会長 ありがとうございます。

次に、質疑応答に入らせていただきます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらぜひ発言をお願いいたします。

○安川委員 では、2つ質問なのですが、1つずつ質問して答えていただいたほうがよろしいと思うので、まず1つ目ですが、この地域に関してはかなり貯留層シミュレーションを細かく行われているのですが、その辺の検討は行っているのでしょうか。

○事業者 実際に貯留層シミュレーションは掘削した後に行っていこうかなというように考えております。

○安川委員 その辺の過去の情報を入手されているのですか。

○事業者 入手はしておりませんが、実際、我々が掘削した井戸の結果をもってすることを想定しております。

○事業者 今回説明させてもらった部分というのは、基本的には過去に実施したデータ、プラス、オリックスで、解析はしています。

○安川委員 でも、それは物探ですね。

○事業者 そうです。

○安川委員 貯留層シミュレーションは行っていますか？

○事業者 貯留層シミュレーションはお願いしていない。

○安川委員 そうですか。何もない地域だったら掘削した結果だけでいいと思うのですが、せっかくこの地域はすごく細かい、周りの地域も含めたシミュレーションを細かくやっているんで、ぜひ利用すべきだと思います。それに新しい掘削の結果を入れるべきだと思います。

シミュレーションを詳しくやっている方がいますので、せっかくでしたら掘削計画の段階でもシミュレーション結果も参考にしたいほうが。結局、物探だと構造は分かりますが流れそのものは分からないので、熱と流体の流れ、そういう観点では貯留層シミュレーションを、事前に調査して文献調査なり直接聞きに行くなりしたほうがいいと思います。一部に関しては先ほどの報告書にも載っていますが、それはあまり詳しくないので直接行かれてお聞きになったほうがいいと思います。

○事業者 ちょっとお話ししますと、シミュレーション関係の手に入るものについては手に入れて勉強させてもらっています。ただ、少し問題というか、この地域、熱水がかなり出ているのですが、実は最初のときには一切熱水は出ていなかった。初期の段階では、全部どれも90%以上蒸気、熱水がほんの僅かでした。

我々は、基本的には蒸気卓越型貯留層だろうと思ったのですが、途中から熱水が出たしたので、これがどこから出てきたのかといろいろ検討してみたのですが、熱水を見ると塩分濃度はあります。

熱水が300度の上の層から出てくる可能性と下の層から出てくる可能性があるのです。それをどちらかで決めかねているのです。何を言いたいかというと、そういう状況なのでシミュレーションの前提が想定とまず合わない。我々は違う考えを持っていて、我々が今後掘る生産井はほとんど熱水を伴わないのだというように想定している。ですから、モデル、考え方が違う。参考にさせてもらってはいますが、それをそのまま適用するのはかなり難しいだろうと思っています。

○安川委員 モデルというのはそういうように新しい情報が入ったらそれで更新していくものなので、ベースになるものを使っていろいろ変更して使っていただければと思います。

では、もう一点なのですが、今の想定したのと違っていろいろ変化が起きたということに関連するのですが、掘削の順序ということで（質問します）。生産井は必ず当たるという想定で3と4、または4と5となっているのですが、確かに東電さんの井戸があつて既に生産しているというものはあるのですが、かなり近くでも当たらないことがあったり、当たったのだが抑留してしまったり暴噴してしまったり、そこを埋め直すよりも違う方向に掘ったりすることは実際あり得ると思います。必ず4は当たるということですが、場合によっては3と5というのもあり得るのかなと思ひまして。還元の位置との関係で難しいのかもしれませんが、場合によっては3と5を使うような可能性もなきにしもあらずだと思うので、申請のやり方として、3と5というのも想定した申請にしたほうが後々、何が起きててもより対処できると思うのですが、その辺、いかがでしょうか。

○事業者 一応坑口位置も今、我々、3と4もしくは4と5という2つのケースを考えていく中で坑井位置は3と5が一緒になっているのです。一緒に申請させていただいております。36ページと37ページを見ていただきますと、36ページで3と5の坑井で掘削した場合、37ページ、NOE-4号井で掘削した場合と記しているのですが、3と5が同じ坑井位置となることを想定しているので、現状、3と5を同時に掘削するというのが今回の申請においては難しい状況に思います。3と4もしくは4と5という想定をしていたので、3と5はいずれか1本になりますので3と5は同じところから掘削するというように申請させていただいております。

○安川委員 では、もし例えばですが、4がうまくいかなかった場合は、また新たな申請に

なるというわけですね。

○事業者 状況を見てということになると思います。

○安川委員 分かりました。それでは、結構です。ありがとうございます。

○益子部会長 よろしいですか。最初のシミュレーション結果については、取りあえずお取り寄せはしていただいたが、前提条件が違うので、参考にはあまりならないというお答えだったと思います。

あとほかにございませんでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 お聞きしたいと思うのですが、まず1ページ、八丈町と協定書を締結しているというように書いてございますが、これは八丈町では2014年、再生可能エネルギーの利用についての条例をまずつくってある。それと、それを補足するためのガイドラインができているというお話を聞いていますが、この協定書の締結に当たっては条例とガイドライン、これを考慮したような事業内容になっているということで締結されたのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それから、46ページにモニタリング調査の内容というのが書いてございます。このモニタリングを実施するというのは非常に重要なことだと思うのですが、実施した結果、これの公表についてどのようにされるのか。特に地域住民あるいは温泉事業者ときちんとやはり透明性を持って公表していくというお立場なのかどうか、その辺、御説明いただきたいと思えます。

○事業者 ありがとうございます。では、1つずつ御回答させていただきます。

まず八丈町との協定の件なのですが、八丈島の地熱発電利用事業、これの事業者にオリックスが選定されました。ついては、適切な履行をしていってくださいという内容、それに対して八丈町も協力していきますという内容、大まかに言うとそういう内容の協定になっております。

モニタリングデータの公表のところなのですが、事業連絡会などでそれまでやったモニタリングデータについては一応公表させていただいております。また、温泉事業者というのはいずれも八丈町になりますので、町に関しては適宜公表もさせていただいております。ですので、今後の事業連絡会ですとか住民説明会で住民の皆さんに公開していくとは考えていますし、事業者である八丈町には今後適宜公表していくということを想定しております。

○田中委員 住民等との合意形成を図っていくためにはそういうデータの公表というのは大

変重要なことになると思いますので、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

○益子部会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○窪田委員 すみません、では、2点ほど。

42ページの掘削計画の安全対策について、一番下に硫化水素放出が避けられない状況に関して①、②と書いてあります。今回の生産井を掘った後は噴気試験も計画あると思いますが、噴気試験の間の硫化水素対策はどのようにお考えになられているのかという点と、今回の噴気試験の期間について、短いとか短縮できるとか、通常どおり何か月とか、何か期間が決まっていれば教えていただきたいということが一つ。

それからもう一点、46ページ、モニタリング頻度について、月に一度と書いてあって、温泉事業は町営なので町が了解しているかもしれませんが、あと東電の実施頻度は書いていないので分からないのですが、少なくとも掘削期間中は月1回というのは頻度が少ないかなと思います。他の発電事業者では毎日、週1回とか、結構掘削中はセンシティブになっているところも多いという状況と思うので、月1回という頻度をどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

○事業者 噴気試験につきましては、詳細な例えば噴気試験中、期間、どのぐらい動かすのかですとか、どのような試験を行うかとか、そういった試験の詳細、仕様についてはまだ検討中の段階。もちろん、井戸を掘削前ですので、こういった試験を行うかというところについては期間も含めてまだ検討中ではあるのですが、噴気試験中の硫化水素の対策については当然、硫化水素を放出しないということは不可能になりますので、これについては住民説明会や事業連絡会を通して住民の方々には噴気試験中には硫化水素が放出されますということは事前に周知させていただいております。

○事業者 2点目のモニタリングの頻度の件になるのですが、そういった御意見をいただきましたし、あと住民の方からの御意見もどうなるのだということはあると思うのですが、基本的にサンプリング作業とデータの回収、これを月1回やっております。ですから、サンプリング作業はこれまでどおり月1回で、頻度を上げてデータの回収を行ったりとか、そういったことは掘削期間中に考えていく必要があるのかなと思います。

○窪田委員 そうすると、自動モニタリングは頻度としてはずっと連続してしっかりデータを取られているということですね。

○事業者 そうですね。連続モニタリングデータはロガーに蓄積されていきますので、その回収を週に1回していくというようなイメージでしょうか。

○窪田委員 そうすると、モニタリングは何分間隔といった連続計測なので月1回ではないですね。

○事業者 失礼しました。サンプリング作業とデータの回収は月1回やって、あとは中之郷温泉のところは46ページの表に書いてある連続モニタリング項目に関しては日々取られています。

○窪田委員 そうですね。そうすると、もし住民に説明するときに頻度はもう少し細かく正確に書いたほうが誤解を招かないかなと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○益子部会長 どうぞ。

○木川田委員 幾つかお聞きしたいことがあるのですが、まず硫化水素の件で、今回、システムとしては全て戻すということで外には一切漏らさないということですが、この全量地下還元というシステム自体は実績的には一般的に使われていて問題ないものなのかということと、それから、還元井に戻すわけで、取り出したところと違うところに戻すということに対して、その影響というのはどういようにお考えなのかということと、それから、掘削中の硫化水素対策ということで先ほどもありましたが、活性炭で除去するという方法ですが、これを見ると何となく緊急対応的な装置のような気がするのですが、これは掘削中、ずっともし硫化水素が出たらこの形で硫化水素の除去をするということなのでしょうか。能力的に問題はないのかということとちょっと気になったのでお聞きしたいということ。

それから、もう一つ、今のモニタリングの件なのですが、温泉水のモニタリングについて、掘削終了後はどのようにされるのか。ここを今、見ると、46ページですが、掘削後1年経過後はモニタリング結果を見ながら頻度を決めていきますということになってはいますが、頻度というのは、今、お話のあった連続モニタリングはしているのだが、データのピックアップと解析の頻度をどうするかということなののかということを確認したいのと、それから、実際にサンプリングして分析しないと出てこないデータはあるわけで、そういうものについては掘削後こそ長期的な変化をちゃんと確実に押さえないと、影響というのはかなり時間を遅れて長い時間をかけて出てくるので、そこら辺のところはきちりと掘削が終わった後、長期的なデータを確認していただきたいと思っております。

以上です。

○事業者 ありがとうございます。

1 つずつ御回答させていただきます。

まず全量地下還元的方式についてなのですが、これは一番初め、私が申し上げた八丈の方々が理解促進事業でハワイのプナ発電所に行きましたというお話をさせていただきましたが、実際にハワイのプナ地熱発電所、ここは非凝縮性ガスを熱水とともに全量を地下に還元しております。プナ発電所は30メガワット程度の大きい地熱発電所になるのですが、1993年に生産開始されて運転開始しております。運転は続いております。そういった実績はございます。

続きまして、還元ゾーンが生産ゾーンと違いますという御質問についてなのですが、ほかの地熱発電所でも複数の生産井から熱水・蒸気を取り出して、発電した後、得られた熱水を1つにまとめて還元するということは一般的に行われていることなので、そこに関して何か大きな問題があるというようには我々は想定しておりません。

○木川田委員 その硫化水素、要するに圧力をかけて還元井に戻すというシステムで硫化水素を含んだものを違うところに入れるということは、ハワイではそういうような形になっているということですか。

○事業者 そうですね。生産井と還元井は別のところであって、発電が終わったものは熱水とガスを一緒に還元井から返されるというシステムになります。

3つ目の活性炭の硫化水素の除去の件になるのですが、これは当時、この資料を1月に御提出させていただいておまして、そのときに打合せをしていた掘削会社と硫化水素の対策でどういうことができるかということをお話したときに出てきたシステムになります。ですから、また今後、掘削会社とどのようなシステムを使ってどのように硫化水素が出てきたら対応を取るかというのは、詳細は打合せをさせていただきます。

なので、これ1つでやっていくのか、ずっと出たときに機能として維持できるのかというのは、例えば、(硫化水素が)すごい出てしまった場合には、これを使いながら掘削を続けるというよりは掘削を一旦止めるとか、そういう選択肢も出てくるのかなというように思いますので、そこに関しては掘削会社と打合せをした上で、その安全対策については八丈町とか住民の皆さんに説明した上で掘削を実施していくようにします。

○事業者 あと補足しますと、基本的に掘削中は噴気することはないので、噴気させてしまうと、かえって掘削はできないので、基本的には硫化水素が井戸から出てくる状態ではないので、そういった状態で掘削を続けます。ただ、予想に反して一時的に硫化水素が出てきてしまうような場合の一時、非常体制時は何らかの形で、活性炭なのかどうかは今後になるか

もしれませんが、準備を進めていきます。基本的には噴気はさせません。噴気させてしまったら、それは掘削としては失敗なのでそういうことはないように進めていく。掘削中は硫化水素が出ることは基本的にはないはずなのですが、何らかの誤りで出てしまうこともないとは言えないので、そのための対策は取りますということです。

○益子部会長 ありがとうございます。

私から幾つか確認をさせてください。今、木川田委員からも話がありました掘削後1年経過後にモニタリングの頻度を決めるということですが、これは多分地元の住民説明会であるとか連絡協議会、そういったところの中で決めていくお話かと思えます。私の見解としましては、1年で終わりということではなくて、長期的に見る必要があるので、そこはぜひ御配慮いただきたいと思っています。

あと、連続モニタリングとデータ回収時の手測りによる確認作業という2つのモニタリングの内容があるという理解なのですが、特に、この手測りというのは連続モニタリングのチェック機能ということもあると思うので、そういった観点での変化を見ていただきたいと思っています。もちろん、連続モニタリングができる項目とできない項目があって、できない項目は月一遍とか、掘削中、特に噴気試験を行われる前後のところではもっと細かくとかという形で行っていただくのがベターかと思っておりますので、御回答はいいのですが、その辺はぜひ御検討していただきたいと思っております。

あと、先ほどの御説明ですと、一応生産井としたらここで出てくる、あくまで蒸気卓越のものを狙っているという理解でよろしいでしょうか。私がちょっと心配なのは、随分水質が違いますので、水質の違うものが同じ発電所の中を通過して、同じ還元井の中に入れるということで、どういう問題が起きるのかなという点ですから、そういう確認をさせていただいたのですが、基本的には同一の水質のものを狙っているというように考えてよろしいですね。

あともう一点なのですが、特にここの還元井につきましては今回の掘削申請の案件に上がってきていないものだけに、噴気したりして何かトラブルがあると非常にまずい。行政手続上も非常にまずくなるし、そちら側の地元対策としても非常にまずくなるということもありますので、その辺について何かお考え等ありましたらお聞きしたいと思うのです。

○事業者 還元井の掘削中の噴気というところでいきますと、八丈島の地下資源というのは当然高温高压でということは我々、理解しておりますので、そういったことに向けて事前準備や安全対策というのは万全にして掘削していくつもりでおります。

○益子部会長 分かりました。

あと最後にもう一つ、またモニタリングに戻るのですが、これは硫化水素対策というのが1つキーワードみたいな形になっているわけですが、もちろん生産井あるいは還元井も含めて硫化水素を出さないということが前提の計画だろうと思います。ただ、だからといって周辺でのモニタリングポイントはつくらなくてもいいのかどうか。硫化水素に対するモニタリングですね。ここでは出ていないのですが、何か臭いがするというようなクレームが出てきたときの対応も考えると、全然しないというのもどうかと思ったので、その辺りはいかがでしょう。

○事業者 発電所稼働後は硫化水素のモニタリングもする予定でいます。そこは住民の方にも一番初めの住民説明会でお話しさせていただいて、どういう水準で新たな内容にするのかということに関しては今後、事業連絡会などで住民の方々と相談して決めていくことにしております。

○益子部会長 まだほかにも少し聞きたいことはあるのですが、ほかの委員の方、何かございますでしょうか。特にないでしょうか。

分かりました。ないようですので、事業者の方にはここで退室をしていただきます。どうもありがとうございました。

(事業者退室)

○益子部会長 それでは、続きまして、諮問第457号、458号、459号の許可基準の適合状況について、事務局から説明をしていただきます。よろしく願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、諮問第457号の許可基準への適合状況を説明させていただきます。

資料1-3を御覧ください。

温泉法第4条に温泉掘削許可の基準として「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」「公益を害するおそれがないこと」「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」等が規定されています。

東京都では、前の2項目について1ページにある本表の①、②、③について、適合状況を審査しております。また、可燃性天然ガスによる災害防止に関しては資料1-3の2ページにあるとおり、温泉法施行規則に規定された内容について、適合状況を審査しております。ただし、1ページの①既存源泉との距離制限、②1日の揚湯量については、島嶼地域は指定地域外となっています。

次に、③についてです。まず配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道

水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。また、配慮を要する湧水についても周辺1キロメートル以内にはございません。

2ページに移ります。「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」ですが、ア～ウの敷地境界からの距離の確保やガス噴出防止装置の設置などを行うことで温泉法上の基準を満足いたします。加えまして、カの災害防止規定の内容は八丈町消防本部の確認を受けております。

諮問第457号、八丈島八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削に関する許可基準への適合状況についての説明は以上でございます。

続きまして、諮問第458号、459号について、資料2-3、資料3-3を御覧ください。いずれも諮問第457号と同様に許可基準に適合しておりますので資料の読み上げは省略させていただきます。

諮問第457号、八丈島八丈町中之郷（NOE-3）の温泉掘削、諮問第458号、八丈島八丈町中之郷（NOE-4）の温泉掘削、諮問第459号、八丈島八丈町中之郷（NOE-5）の温泉掘削に関する許可基準への適合状況についての説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

ないようでございますので、それぞれの申請案件につきまして皆さんの御意見の集約を図りたいと思いますが、その前に少しお聞きしたいのですが、本審議会では還元井の掘削についても報告するのですか。

○関計画課長 審議対象ではないという位置づけではあります。

○益子部会長 多分審議対象ではないですが、還元井も掘りますという形での報告はあるということですね。

○関計画課長 この事業の一連の説明をする中で、どの程度まで報告として触れたほうがいいのかというところの判断はあるかと思えます。

○益子部会長 個々のところに入る前に私のお願い事ですが、還元井については確かにこういった申請にはならないですが、かといって知らんぷりということもできませんので、これはオリックスさんに条件云々ではなくて、掘削状況といったものを逐次、都に報告していただくようぜひ御指導をお願いしたいと思っております。

それを前提といたしまして、では、まず諮問第457号、NOE-3の温泉掘削につきまして、本件につきまして本日の議論の経緯も含めまして次回本審議会に許可相当という形で報告をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 ありがとうございます。

では、諮問第457号につきましては許可相当という形で報告させていただきます。

引き続きまして、第458号、NOE-4、この件につきましてもいかがでしょうか。そのとおり次回の本審議会に許可相当という形で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 ありがとうございます。

では、NOE-4につきましても許可相当ということで本審議会に報告することといたします。

最後に、諮問第459号、NOE-5、この掘削についてですが、これも本審議会に許可相当という形で報告したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 どうもありがとうございます。

では、この3件につきましては全て許可相当ということで本審議会に報告することといたします。

どうぞ。

○布山委員 確認だけいいですか。この掘削の許可は問題ないと思うのですが、実際掘るのは2本ですね。生産井は2本。

○関計画課長 そうですね。

○布山委員 そうした場合は、掘削許可は取り消すというか、やりませんよという報告はこちらに来るのですね。

○窪田委員 予備として今後掘削が可能であったりなど、許認可の有効期限はありますか。

○布山委員 これは3本、理屈上同じ穴から3と5を狙うということで掘れないようですが、結局、その掘削許可というのは生きてしまうとどうなってしまうのかという。

○窪田委員 そうですね。

○布山委員 だから、そのところ、同じ穴から狙うかもしれないのですが、どちらかは掘りませんよという報告をちゃんと受けないとまずいのではないのかと。

○益子部会長 それは事務局がお答えいただく話になるのかと思いますが、今回掘削許可を

得た案件で、実際に掘削しなくて済むものは許可の取り下げをして頂く。もしくは、今回、許可を与えても2年間着手しなければ許可の失効となる。いずれにしても報告は頂く、という事で基本的にはよろしいですね。

どうぞ。

○窪田委員 もし噴気試験をやってちょっと足りないなとか、例えばNOE-3で足りない場合にやはり5にしようとか、新たに許可を得なくても、変更申請なしで一度に3本許認可が得られると実施できてしまうという意味ですね。

○益子部会長 NOE-3、4、5をどのような順番で掘削するかは事業者の判断ですが、最初に掘った井戸を後からサイドトラックする場合は、増掘対象となり、新たな許可案件となるのかと。よろしいでしょうか。

では、私はこれで審議会を閉めさせていただきますので、あとは事務局にお戻しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○関計画課長 御審議ありがとうございました。

本日、許可相当との御意見をいただきました4つの案件につきまして、次回、第145回本審議会で御審議をいただきます。なお、本審議会の日程につきましては、まだ確定はしていませんが、9月の1週目というところで現在調整しております。また確定いたしましたら御連絡をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○近藤自然環境部長 以上でございます。

どうも今日は皆さん、ありがとうございました。

(12時00分閉会)